

自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況について

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）に基づき、Ferrari Japan 株式会社が平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）に実施した再資源化等の状況を公表致します。引き続き、使用済自動車の再資源化等の確実かつ効率的な実施のために、一層の取り組みを推進して参ります。

1. シュレッダーダスト※1

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 再資源化（リサイクル）の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要な行為を行ったシュレッダーダストについて

(1) 総重量 555 Kg

(2) 使用済自動車の台数 2台

3) 収支の状況

(1) 資金管理人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたシュレッダーダストに係る再資源化等預託金の額の総額 32,031 円

(2) シュレッダーダストの再資源化に必要な行為に要した費用の総額 19,010 円

※1 シュレッダーダスト：破砕業者が廃車ガラ（解体工程で有用部品や廃油廃液等が回収され、外枠だけの状態になった車体）をシュレッダーマシンで細かく砕き、金属を回収した後に残ったもの

2. エアバッグ類

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 再資源化（リサイクル）等の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要な行為を行ったエアバッグ類について

(1) 重量 0.9 kg

(2) 個数 2個

(3) (2)のうち、解体業者において取外し回収処理された個数 2個

(4) (2)のうち、解体業者において車上作動処理された個数 0個

(5) 使用済自動車の台数 2台

(6) (5)のうち、解体業者において取外し回収処理された使用済自動車の台数 1台

(7) (5)のうち、解体業者において車上作動処理された使用済自動車の台数 0台

(8) (5)のうち、解体業者において未作動エアバッグ類の一部を取外し回収し、残りを車上作動処理した使用済自動車の台数※1 0台

3) 収支の状況

(1) 資金管理人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたエアバッグ類に係る再資源化等預託金の額の総額 2,715 円

(2) エアバッグ類の再資源化に必要な行為に要した費用の総額 3,808 円

※1 一部回収一部作動処理：ある車に搭載されているエアバッグ類のうち、一部については取り外して回収し、一部については車上作動

処理することによって処理をする方法。エアバッグ類の種類によって車上作動しないものがあるため、このような処理をする車がある。

3. フロン類

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 破壊の実施状況

再資源化等契約により委託された破壊に必要な行為を行ったフロン類について

(1) C F Cの量 0.0 k g

(2) C F Cに係る使用済自動車の台数 0 台

(3) H F Cの量 0.544 k g

(4) H F Cに係る使用済自動車の台数 2 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理法 人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたフロン類に係る再資源化等預託金の額の総額 5,122 円

(2) フロン類の破壊に必要な行為に要した費用の総額 4,484 円

自動車リサイクルに関する一般的なご質問は、「自動車リサイクルシステム」のホームページをご覧ください。

よくあるご質問（自動車ユーザー関連／事業者関連） <http://www.jars.gr.jp/faq/exfq0200.html>

自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況について

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）に基づき、Ferrari Japan 株式会社
平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）に実施した再資源化等の状況を公表致します。
引き続き、使用済自動車の再資源化等の確実かつ効率的な実施のために、一層の取り組みを推進して
参ります。

1. シュレッダーダスト※1

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 再資源化（リサイクル）の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要な行為を行ったシュレッダーダストについて

(1) 総重量 829 Kg

(2) 使用済自動車の台数 3 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたシュレッダー
ダストに係る再資源化等預託金の額の総額 45,913 円

(2) シュレッダーダストの再資源化に必要な行為に要した費用の総額 28,563 円

※1 シュレッダーダスト：破砕業者が廃車ガラ（解体工程で有用部品や廃油廃液等が回収され、外枠だけの状態になった車体）を
シュレッダーマシンで細かく砕き、金属を回収した後に残ったもの

2. エアバッグ類

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 再資源化（リサイクル）等の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要な行為を行ったエアバッグ類について

(1) 重量 1.0 kg

(2) 個数 2 個

(3) (2)のうち、解体業者において取外し回収処理された個数 8 個

(4) (2)のうち、解体業者において車上作動処理された個数 0 個

(5) 使用済自動車の台数 2台

(6) (5)のうち、解体業者において取外し回収処理された使用済自動車の台数 2 台

(7) (5)のうち、解体業者において車上作動処理された使用済自動車の台数 0 台

(8) (5)のうち、解体業者において未作動エアバッグ類の一部を取外し回収し、残りを車上作動
処理した使用済自動車の台数※1 0 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けた
エアバッグ類に係る再資源化等預託金の額の総額 7,366 円

(2) エアバッグ類の再資源化に必要な行為に要した費用の総額 11,743 円

※1 一部回収一部作動処理：ある車に搭載されているエアバッグ類のうち、一部については取り外して回収し、一部については車上作動

処理することによって処理をする方法。エアバッグ類の種類によって車上作動しないものがあるため、このような処理をする車がある。

3. フロン類

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 破壊の実施状況

再資源化等契約により委託された破壊に必要な行為を行ったフロン類について

(1) C F Cの量 0.0 k g

(2) C F Cに係る使用済自動車の台数 0 台

(3) H F Cの量 0.452 k g

(4) H F Cに係る使用済自動車の台数 1 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理法 人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたフロン類に係る再資源化等預託金の額の総額 2,359 円

(2) フロン類の破壊に必要な行為に要した費用の総額 2,592 円

自動車リサイクルに関する一般的なご質問は、「自動車リサイクルシステム」のホームページをご覧ください。

よくあるご質問（自動車ユーザー関連／事業者関連） <http://www.jars.gr.jp/faq/exfq0200.html>

自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況について

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）に基づき、Ferrari Japan 株式会社が平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に実施した再資源化等の状況を公表致します。引き続き、使用済自動車の再資源化等の確実かつ効率的な実施のために、一層の取り組みを推進して参ります。

1. シュレッダーダスト※1

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 再資源化（リサイクル）の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要な行為を行ったシュレッダーダストについて

(1) 総重量 1,264 Kg

(2) 使用済自動車の台数 4 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたシュレッダーダストに係る再資源化等預託金の額の総額 69,214 円

(2) シュレッダーダストの再資源化に必要な行為に要した費用の総額 42,391 円

※1 シュレッダーダスト：破砕業者が廃車ガラ（解体工程で有用部品や廃油廃液等が回収され、外枠だけの状態になった車体）をシュレッダーマシンで細かく砕き、金属を回収した後に残ったもの

2. エアバッグ類

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 再資源化（リサイクル）等の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要な行為を行ったエアバッグ類について

(1) 重量 1.0 kg

(2) 個数 2 個

(3) (2)のうち、解体業者において取外し回収処理された個数 2 個

(4) (2)のうち、解体業者において車上作動処理された個数 0 個

(5) 使用済自動車の台数 1 台

(6) (5)のうち、解体業者において取外し回収処理された使用済自動車の台数 1 台

(7) (5)のうち、解体業者において車上作動処理された使用済自動車の台数 0 台

(8) (5)のうち、解体業者において未作動エアバッグ類の一部を取外し回収し、残りを車上作動処理した使用済自動車の台数※1 0 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたエアバッグ類に係る再資源化等預託金の額の総額 2,673 円

(2) エアバッグ類の再資源化に必要な行為に要した費用の総額 3,424 円

※1 一部回収一部作動処理：ある車に搭載されているエアバッグ類のうち、一部については取り外して回収し、一部については車上作動

処理することによって処理をする方法。エアバッグ類の種類によって車上で作動しないものがあるため、このような処理をする車がある。

3. フロン類

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 破壊の実施状況

再資源化等契約により委託された破壊に必要な行為を行ったフロン類について

(1) C F Cの量 0.0 k g

(2) C F Cに係る使用済自動車の台数 0 台

(3) H F Cの量 0.0 k g

(4) H F Cに係る使用済自動車の台数 0 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理法（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたフロン類に係る再資源化等預託金の額の総額 0 円

(2) フロン類の破壊に必要な行為に要した費用の総額 0 円

自動車リサイクルに関する一般的なご質問は、「自動車リサイクルシステム」のホームページをご覧ください。

よくあるご質問（自動車ユーザー関連／事業者関連） <http://www.jars.gr.jp/faq/exfq0200.html>

自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況について

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）に基づき、Ferrari Japan 株式会社
平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）に実施した再資源化等の状況を公表致します。
引き続き、使用済自動車の再資源化等の確実かつ効率的な実施のために、一層の取り組みを推進して
参ります。

1. シュレッダーダスト※1

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 再資源化（リサイクル）の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要な行為を行ったシュレッダーダストについて

(1) 総重量 646 Kg

(2) 使用済自動車の台数 2 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたシュレッダー
ダストに係る再資源化等預託金の額の総額 36,301 円

(2) シュレッダーダストの再資源化に必要な行為に要した費用の総額 21,482 円

※1 シュレッダーダスト：破砕業者が廃車ガラ（解体工程で有用部品や廃油廃液等が回収され、外枠だけの状態になった車体）を
シュレッダーマシンで細かく砕き、金属を回収した後に残ったもの

2. エアバッグ類

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 再資源化（リサイクル）等の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要な行為を行ったエアバッグ類について

(1) 重量 0.0 k g

(2) 個数 6 個

(3) (2)のうち、解体業者において取外し回収処理された個数 0 個

(4) (2)のうち、解体業者において車上作動処理された個数 6 個

(5) 使用済自動車の台数 2 台

(6) (5)のうち、解体業者において取外し回収処理された使用済自動車の台数 0 台

(7) (5)のうち、解体業者において車上作動処理された使用済自動車の台数 0 台

(8) (5)のうち、解体業者において未作動エアバッグ類の一部を取外し回収し、残りを車上作動
処理した使用済自動車の台数※1 0 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けた
エアバッグ類に係る再資源化等預託金の額の総額 6,300 円

(2) エアバッグ類の再資源化に必要な行為に要した費用の総額 4,010 円

※1 一部回収一部作動処理：ある車に搭載されているエアバッグ類のうち、一部については取り外して回収し、一部については車上作動

処理することによって処理をする方法。エアバッグ類の種類によって車上作動しないものがあるため、このような処理をする車がある。

3. フロン類

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 破壊の実施状況

再資源化等契約により委託された破壊に必要な行為を行ったフロン類について

(1) CFCの量 0.0 kg

(2) CFCに係る使用済自動車の台数 0 台

(3) HFCの量 1.133kg

(4) HFCに係る使用済自動車の台数 3 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたフロン類に係る再資源化等預託金の額の総額 7,501 円

(2) フロン類の破壊に必要な行為に要した費用の総額 6,647 円

自動車リサイクルに関する一般的なご質問は、「自動車リサイクルシステム」のホームページをご覧ください。

よくあるご質問（自動車ユーザー関連／事業者関連） <http://www.jars.gr.jp/faq/exfq0200.html>

自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況について

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）に基づき、Ferrari Japan 株式会社が平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）に実施した再資源化等の状況を公表致します。引き続き、使用済自動車の再資源化等の確実かつ効率的な実施のために、一層の取り組みを推進して参ります。

1. シュレッダーダスト※1

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 再資源化（リサイクル）の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要な行為を行ったシュレッダーダストについて

(1) 総重量 1.171 t

(2) 使用済自動車の台数 4 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理法人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたシュレッダーダストに係る再資源化等預託金の額の総額 64,830 円

(2) シュレッダーダストの再資源化に必要な行為に要した費用の総額 38,551 円

※1 シュレッダーダスト：破砕業者が廃車ガラ（解体工程で有用部品や廃油廃液等が回収され、外枠だけの状態になった車体）をシュレッダーマシンで細かく砕き、金属を回収した後に残ったもの

2. エアバッグ類

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 再資源化（リサイクル）等の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要な行為を行ったエアバッグ類について

(1) 重量 4.8 k g

(2) 個数 5 個

(3) (2)のうち、解体業者において取外し回収処理された個数 5 個

(4) (2)のうち、解体業者において車上作動処理された個数 0 個

(5) 使用済自動車の台数 2 台

(6) (5)のうち、解体業者において取外し回収処理された使用済自動車の台数 2 台

(7) (5)のうち、解体業者において車上作動処理された使用済自動車の台数 0 台

(8) (5)のうち、解体業者において未作動エアバッグ類の一部を取外し回収し、残りを車上作動処理した使用済自動車の台数※1 0 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理法人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたエアバッグ類に係る再資源化等預託金の額の総額 7,274 円

(2) エアバッグ類の再資源化に必要な行為に要した費用の総額 6,950 円

※1 一部回収一部作動処理：ある車に搭載されているエアバッグ類のうち、一部については取り外して回収し、一部については車上作動

処理することによって処理をする方法。エアバッグ類の種類によって車上作動しないものがあるため、このような処理をする車がある。

3. フロン類

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 破壊の実施状況

再資源化等契約により委託された破壊に必要な行為を行ったフロン類について

(1) C F Cの量 0.0 k g

(2) C F Cに係る使用済自動車の台数 0 台

(3) H F Cの量 0.399 k g

(4) H F Cに係る使用済自動車の台数 1 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理法 人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたフロン類に係る再資源化等預託金の額の総額 2,457 円

(2) フロン類の破壊に必要な行為に要した費用の総額 2,294 円

自動車リサイクルに関する一般的なご質問は、「自動車リサイクルシステム」のホームページをご覧ください。

よくあるご質問（自動車ユーザー関連／事業者関連） <http://www.jars.gr.jp/faq/exfq0200.html>

自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況について

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）に基づき、Ferrari Japan 株式会社
平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）に実施した再資源化等の状況を公表致します。
引き続き、使用済自動車の再資源化等の確実かつ効率的な実施のために、一層の取り組みを推進して
参ります。

1. シュレッダーダスト※1

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 再資源化（リサイクル）の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要となる行為を行ったシュレッダーダストに
ついて

(1) 総重量 1.027 t

(2) 使用済自動車の台数 4 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理法（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたシュレッダー
ダストに係る再資源化等預託金の額の総額 55,231 円

(2) シュレッダーダストの再資源化に必要な行為に要した費用の総額 32,976 円

※1 シュレッダーダスト：破砕業者が廃車ガラ（解体工程で有用部品や廃油廃液等が回収され、外枠だけの状態になった車体）を
シュレッダーマシンで細かく砕き、金属を回収した後に残ったもの

2. エアバッグ類

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 再資源化（リサイクル）等の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要となる行為を行ったエアバッグ類について

(1) 重量 0.8 kg

(2) 個数 3 個

(3) (2)のうち、解体業者において取外し回収処理された個数 1 個

(4) (2)のうち、解体業者において車上作動処理された個数 2 個

(5) 使用済自動車の台数 2 台

(6) (5)のうち、解体業者において取外し回収処理された使用済自動車の台数 1 台

(7) (5)のうち、解体業者において車上作動処理された使用済自動車の台数 1 台

(8) (5)のうち、解体業者において未作動エアバッグ類の一部を取外し回収し、残りを車上
作動処理した使用済自動車の台数※1 0 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理法（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたエアバッグ
類に係る再資源化等預託金の額の総額 6,166 円

(2) エアバッグ類の再資源化に必要な行為に要した費用の総額 3,938 円

※1 一部回収一部作動処理：ある車に搭載されているエアバッグ類のうち、一部については取り外して回収し、一部については車上作動処理することに

よって処理をする方法。エアバッグ類の種類によって車上作動しないものがあるため、このような処理をする車がある。

3. フロン類

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 破壊の実施状況

再資源化等契約により委託された破壊に必要な行為を行ったフロン類について

(1) C F Cの量 0.0 k g

(2) C F Cに係る使用済自動車の台数 0 台

(3) H F Cの量 0.321 k g

(4) H F Cに係る使用済自動車の台数 1 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理法（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたフロン類に係る再資源化等預託金の額の総額 2,425 円

(2) フロン類の破壊に必要な行為に要した費用の総額 2,585 円

自動車リサイクルに関する一般的なご質問は、「自動車リサイクルシステム」のホームページをご覧ください。

よくあるご質問（自動車ユーザー関連／事業者関連） <http://www.jars.gr.jp/faq/exfq0200.html>

自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況について

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）に基づき、Ferrari Japan 株式会社
平成23 年度（平成23 年4 月1 日～平成24 年3 月31 日）に実施した再資源化等の状況を公表致します。
引き続き、使用済自動車の再資源化等の確実かつ効率的な実施のために、一層の取り組みを推進して
参ります。

1. シュレッダーダスト※1

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 再資源化（リサイクル）の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要な行為を行ったシュレッダーダストについて

(1) 総重量 1.021 t

(2) 使用済自動車の台数 4 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたシュレッダー
ダストに係る再資源化等預託金の額の総額 56,094 円

(2) シュレッダーダストの再資源化に必要な行為に要した費用の総額 34,294 円

※1 シュレッダーダスト：破砕業者が廃車ガラ（解体工程で有用部品や廃油廃液等が回収され、外枠だけの状態になった車体）を
シュレッダーマシンで細かく砕き、金属を回収した後に残ったもの

2. エアバッグ類

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 再資源化（リサイクル）等の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要な行為を行ったエアバッグ類について

(1) 重量 0 k g

(2) 個数 12 個

(3) (2)のうち、解体業者において取外し回収処理された個数 0 個

(4) (2)のうち、解体業者において車上作動処理された個数 12 個

(5) 使用済自動車の台数 3 台

(6) (5)のうち、解体業者において取外し回収処理された使用済自動車の台数 0 台

(7) (5)のうち、解体業者において車上作動処理された使用済自動車の台数 3 台

(8) (5)のうち、解体業者において未作動エアバッグ類の一部を取外し回収し、残りを
車上作動処理した使用済自動車の台数※1 0 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けた
エアバッグ類に係る再資源化等預託金の額の総額 10,348 円

(2) エアバッグ類の再資源化に必要な行為に要した費用の総額 7,023 円

※1 一部回収一部作動処理：ある車に搭載されているエアバッグ類のうち、一部については取り外して回収し、一部については車上作動

処理することによって処理をする方法。エアバッグ類の種類によって車上作動しないものがあるため、このような処理をする車がある。

3. フロン類

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 破壊の実施状況

再資源化等契約により委託された破壊に必要な行為を行ったフロン類について

(1) C F Cの量 0.0 k g

(2) C F Cに係る使用済自動車の台数 0 台

(3) H F Cの量 0.842 k g

(4) H F Cに係る使用済自動車の台数 3 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理法 人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたフロン類に係る再資源化等預託金の額の総額 7,097 円

(2) フロン類の破壊に必要な行為に要した費用の総額 7,464 円

自動車リサイクルに関する一般的なご質問は、「自動車リサイクルシステム」のホームページをご覧ください。

よくあるご質問（自動車ユーザー関連／事業者関連） <http://www.jars.gr.jp/faq/exfq0200.html>

自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況について

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）に基づき、Ferrari Japan 株式会社
平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）に実施した再資源化等の状況を公表致します。
引き続き、使用済自動車の再資源化等の確実かつ効率的な実施のために、一層の取り組みを推進して
参ります。

1. シュレッダーダスト※1

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 再資源化（リサイクル）の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要な行為を行ったシュレッダーダストについて

(1) 総重量 0.639 t

(2) 使用済自動車の台数 2 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたシュレッダー
ダストに係る再資源化等預託金の額の総額 33,340 円

(2) シュレッダーダストの再資源化に必要な行為に要した費用の総額 21,754 円

※1 シュレッダーダスト：破砕業者が廃車ガラ（解体工程で有用部品や廃油廃液等が回収され、外枠だけの状態になった車体）を
シュレッダーマシンで細かく砕き、金属を回収した後に残ったもの

2. エアバッグ類

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 再資源化（リサイクル）等の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要な行為を行ったエアバッグ類について

(1) 重量 0 kg

(2) 個数 6 個

(3) (2)のうち、解体業者において取外し回収処理された個数 0 個

(4) (2)のうち、解体業者において車上作動処理された個数 6 個

(5) 使用済自動車の台数 1 台

(6) (5)のうち、解体業者において取外し回収処理された使用済自動車の台数 0 台

(7) (5)のうち、解体業者において車上作動処理された使用済自動車の台数 1 台

(8) (5)のうち、解体業者において未作動エアバッグ類の一部を取外し回収し、残りを
車上作動処理した使用済自動車の台数※1 0 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理人（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けた
エアバッグ類に係る再資源化等預託金の額の総額 4,450 円

(2) エアバッグ類の再資源化に必要な行為に要した費用の総額 2,551 円

※1 一部回収一部作動処理：ある車に搭載されているエアバッグ類のうち、一部については取り外して回収し、一部については車上作動

処理することによって処理をする方法。エアバッグ類の種類によって車上作動しないものがあるため、このような処理をする車がある。

3. フロン類

1) 再資源化等契約を締結した年月日 平成20年 7月 1日

2) 破壊の実施状況

再資源化等契約により委託された破壊に必要な行為を行ったフロン類について

(1) CFCの量 0 kg

(2) CFCに係る使用済自動車の台数 0 台

(3) HFCの量 0.442 kg

(4) HFCに係る使用済自動車の台数 1 台

3) 収支の状況

(1) 資金管理法（財団法人自動車リサイクル促進センター）から払渡しを受けたフロン類に係る再資源化等預託金の額の総額 2,250 円

(2) フロン類の破壊に必要な行為に要した費用の総額 2,350 円

自動車リサイクルに関する一般的なご質問は、「自動車リサイクルシステム」のホームページをご覧ください。

よくあるご質問（自動車ユーザー関連／事業者関連） <http://www.jars.gr.jp/faq/exfq0200.html>